

枚方京田辺環境施設組合の管理職員等の範囲を定める規則

平成28年9月8日

公平委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 枚方京田辺環境施設組合に勤務する職員のうち管理職員等は、事務局長、事務局次長、参事、主幹の職を有する者及び会計管理者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。